京の豆っこ米販売促進事業募集要項

事業の概要

与謝野町では特産品である「京の豆っこ米」の生産・販売を支援し、町内の農業の振興を推進してきました。

京の豆っこ米販売促進事業は「京の豆っこ米」を取り扱う町内の農業者団体等を対象として販売促進活動等に要する経費に対し、補助金を交付し、その活動を支援します。

補助対象者

補助金交付の対象となる者は、次の条件を満たすいずれかの団体等のうち、特別栽培米に係る販売補助金（集荷袋数×単価）の交付を受けていない団体等を対象とします。

（１）町内の農業者が組織する団体又は同団体を有する事業者

　　　　※団体又は事業者のどちらかでの申請しかできません。（A社の部会とA社がそれぞれ申請することはできません。）

（２）町内に住所を有する商工・観光事業関係団体

補助対象となる活動

補助金交付の対象となる事業は、次の該当する事業とする。

（１）京の豆っこ米に関する販売促進活動

（２）京の豆っこ米の加工品に関する販売促進活動

助成内容

1団体あたり補助額50万円を上限とし、補助率は次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象期間 | 令和2年4月1日～令和３年3月31日まで |
| 補助金限度額 | 50万円/年を上限に助成 |
| 補助率 | 2分の１以内 |
| 補助対象経費 | 別表第２のとおり |
| 補助回数 | 同一団体の採択回数は3回／年までとする。 |

申請に必要な書類

１．与謝野町農林業振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）

２．事業計画書（別紙１）

３．事業費の内訳　※積算根拠となる見積書等があればご提出ください。

４．団体の会則（もしくは規則、それに代わるもの）

５．活動の内容が分かるもの　※パンフレット等

実績報告について

事業が終了したら、終了日より15日以内に実績報告書を町まで提出してください。なお、支出の確認は領収書等でも行いますので、支出した金額が分かる書類等を添付してください。

実績報告に必要な書類

１．与謝野町農林業振興事業費補助金実績報告書（様式第４号）

２．事業実績書（別紙１）

３．領収書（原本※農林課で確認印捺印後コピーをとってお返しします。）、詳細が分かる納品書等（A4用紙に張り付けるなど）

４．活動が詳細わかるもの（写真等）

補助金の重複交付について

他補助事業との重複交付がないことを再確認してください。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 補助金の額 |
| 京の豆っこ米販売促進事業 | １　販売促進にかかる旅費  ２　独自の米袋製作（外装デザイン料等）  ３　販路拡大及び宣伝広告  ４　米の品質向上につながる機材購入  ５　その他町長が認めるもの | 対象経費の２分の１以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） |

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 旅費 | 研修、調査及び販売促進活動等に要する旅費 |
| 消耗品費 | 活動に必要な消耗品費 |
| 印刷製本費 | チラシ、パンフレット、商品説明等の印刷費　等 |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配料　等 |
| 広告宣伝費 | 広告料、折り込み料　等 |
| 委託料 | パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、外部への独自の米袋製作委託料　等 |
| 使用料及び賃借料 | 販売促進事業に必要と認められる物品・機器・車両等のリース料　等 |
| 原材料 | 商品開発にかかる材料費 |
| 備品購入費 | 京の豆っこ米品質向上に寄与できると客観的に見てとれる備品 |
| その他 | 町長が特に必要と認める経費 |